

第 116 回丹波市議会定例会

自 令和 3 年 2 月 24 日
至 令和 3 年 3 月 26 日

議案審議資料

(No.3)

【目次】

① 発議第 1 号（丹波市議会委員会条例改正）	・・・ 1 ~ 2
② 発議第 2 号（丹波市議会会議規則改正）	・・・ 3 ~ 4

丹波市議会事務局

発議第1号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

行政組織の改編が行われることに伴い、常任委員会の所管事務について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 部の再編 (第2条第2項第1号)

ふるさと創造部

総務部

3 施行日

令和3年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会委員会条例</p> <p>平成16年12月16日 条例第242号</p> <p>最終改正 令和2年3月27日条例第27号 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、次項第1号及び第2号のうちいずれかの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 10人</p> <p>ア <u>企画総務部の所管に関する事務</u></p> <p>イ まちづくり部の所管に関する事務</p> <p>ウ 財務部の所管に関する事務</p> <p>エ 入札検査部の所管に関する事務</p> <p>オ 教育委員会の所管に関する事務</p> <p>カ 議会事務局の所管に関する事務</p> <p>キ 会計課の所管に関する事務</p> <p>ク 所管に関する支所の事務</p> <p>ケ 選挙管理委員会の所管に関する事務</p> <p>ニ 監査委員の所管に関する事務</p> <p>サ 公平委員会の所管に関する事務</p> <p>シ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事務</p> <p>ス 他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>(2) 民生産建常任委員会 10人</p> <p>ア 生活環境部の所管に関する事務</p> <p>イ 健康福祉部の所管に関する事務</p> <p>ウ 消防本部の所管に関する事務</p> <p>エ 産業経済部の所管に関する事務</p> <p>オ 建設部の所管に関する事務</p> <p>カ 上下水道部の所管に関する事務</p> <p>キ 所管に関する支所の事務</p> <p>ク 農業委員会の所管に関する事務</p> <p>(3) 予算決算常任委員会 19人</p> <p>ア 予算に関する事項</p> <p>イ 決算に関する事項</p> <p>3 前項第3号に規定する予算決算常任委員会は、議長を除く議員が委員になるものとする。</p>	<p>○丹波市議会委員会条例</p> <p>平成16年12月16日 条例第242号</p> <p>令和2年3月27日条例第27号 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、次項第1号及び第2号のうちいずれかの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 10人</p> <p>ア <u>ふるさと創造部の所管に関する事務</u></p> <p>イ <u>総務部の所管に関する事務</u></p> <p>ウ まちづくり部の所管に関する事務</p> <p>エ 財務部の所管に関する事務</p> <p>オ 入札検査部の所管に関する事務</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事務</p> <p>キ 議会事務局の所管に関する事務</p> <p>ク 会計課の所管に関する事務</p> <p>ケ 所管に関する支所の事務</p> <p>ユ 選挙管理委員会の所管に関する事務</p> <p>サ 監査委員の所管に関する事務</p> <p>シ 公平委員会の所管に関する事務</p> <p>ス 固定資産評価審査委員会の所管に関する事務</p> <p>セ 他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>(2) 民生産建常任委員会 10人</p> <p>ア 生活環境部の所管に関する事務</p> <p>イ 健康福祉部の所管に関する事務</p> <p>ウ 消防本部の所管に関する事務</p> <p>エ 産業経済部の所管に関する事務</p> <p>オ 建設部の所管に関する事務</p> <p>カ 上下水道部の所管に関する事務</p> <p>キ 所管に関する支所の事務</p> <p>ク 農業委員会の所管に関する事務</p> <p>(3) 予算決算常任委員会 19人</p> <p>ア 予算に関する事項</p> <p>イ 決算に関する事項</p> <p>3 前項第3号に規定する予算決算常任委員会は、議長を除く議員が委員になるものとする。</p>

発議第2号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案の趣旨

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る押印を見直すため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 議員の欠席事由として公務、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を加える。
- (2) 議員の出産に伴う欠席期間の規定を整備する。
- (3) 請願者の記名押印を署名又は記名押印に改める。
- (4) 請願者が法人の場合の規定を整備する。

3 施行日

令和3年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産、災害その他の正当な理由</u>により 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>（欠席の届出）</p> <p>第90条 委員は、<u>疾病、出産、災害その他の正当な理由</u>により 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第90条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</p> <p>4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>	<p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない</u>。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>